

# オーストラリアの財政ガバナンス

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
専門調査員 海外立法情報調査室主任 吉本 紀

## 【目次】

はじめに

I 予算制度の要点

II 財政ガバナンス

1 財政ガバナンス手法

2 過去の実績

3 課題

おわりに—経済財政見直しについて—

翻訳：予算公正憲章を定める法律（1998年予算公正憲章法）

政リスク管理について「周到な」(prudent) という抽象的な概念を使用しているが、具体的な目標は、予算公正憲章に基づき毎年の予算とともに公表する財務大臣の財政戦略声明に盛り込まれる。

財政ガバナンスの手法の特徴は、むしろ透明性の確保の手法にある。これには、年次経済財政見直し（予算時、年央、最終の3報告）、世代間報告、選挙時の経済財政見直し、公約の経費見積りの4種の手法が予算公正憲章法で定められている。

末尾に1998年予算公正憲章法の翻訳を付す。

## はじめに

オーストラリアの連邦レベルの財政ガバナンスは、主として1998年予算公正憲章法（Charter of Budget Honesty Act 1998、以下単に「法」と略記することがある。）と連邦政府ガバナンス・業績評価・説明責任法（Public Governance, Performance and Accountability Act 2013、以下「連邦政府ガバナンス法」という。）とによって規律される。

財政ルール<sup>(1)</sup>は、法令レベルではそれに相当する規定はない。予算公正憲章法に、財政について「健全な財政運営の原則」(the principles of sound fiscal management)、国の負債の水準と財

## I 予算制度の要点

会計年度は、毎年7月1日～次の年の6月30日である。

連邦レベルの予算過程<sup>(2)</sup>のうち中心になるのは、毎年5月第2火曜日に発表される政府予算である。

政府予算の構成は、4種類の予算書（Budget Paper）と、3種類の歳出予算法案（Appropriation Bill）からなる。このうち、歳出予算法案が6月30日までに連邦議会で審議され、可決される（可決されない場合には暫定予算が組まれる）。

\* インターネット情報の最終アクセスは、2015年2月1日である。

(1) 財政ガバナンスに係るルールの諸類型については、この特集号所収の吉本紀「特集「財政ガバナンス」序」を参照。

(2) 政府部内の形成過程は、田中秀明『財政ルール・目標と予算マネジメントの改革—ケーススタディ（1）オーストラリア—』（RIETI Discussion Paper Series 04-J-033）経済産業研究所、2004、pp.12-25。〈<http://www.rieti.go.jp/publications/dp/04j033.pdf>〉に詳しいフロー図もあり、自治体国際化協会「オーストラリアの予算編成過程について」『Clair Report』no.386、2013.4.11。〈<http://www.clair.or.jp/j/forum/pub/docs/386.pdf>〉に予算書の構成を含め丁寧な説明があり、Parliament of Australia, “The budget and financial legislation”, *Infosheet* 10。〈[http://www.aph.gov.au/About\\_Parliament/House\\_of\\_Representatives/Powers\\_practice\\_and\\_procedure/00\\_-\\_Infosheets/Infosheet\\_10\\_-\\_Budget\\_and\\_financial\\_legislation](http://www.aph.gov.au/About_Parliament/House_of_Representatives/Powers_practice_and_procedure/00_-_Infosheets/Infosheet_10_-_Budget_and_financial_legislation)〉に議会の審議過程と予算関連法について詳しい説明がある。

4種類の前算書は、①前算戦略、前算見通し、②前算措置（制度の改正、新規プログラムなどの政策とその前算措置）、③連邦と州・地方自治体との関係、④省庁別歳出、に分かれている。

歳出法案は、①一般行政経費、②地方自治体への交付金等、③連邦議会に分かれ、連邦政府と議会の恒常的な活動に対する歳出権限を内容とするもので、金額で見ると、国の前算の20%を占めるにすぎない。

2014-15年前算で見ると、国の前算の見通しで明らかにされた歳出4125億豪ドルのうち、歳出法案では884億豪ドルの歳出権限が承認されている。歳出法案によるもの以外は、社会サービスなど個々の政策に関する法律を根拠とするもので、それぞれの政策に変わりがなければ特に会計年度ごとの承認はなく、個々の根拠法を基に実施される。

政策の見直しは法律の改廃や新規の法律を要する場合には、個別に連邦議会に提出する。例えば、2014-15年前算は、2013年9月の連邦議会議員選挙の結果、労働党政権から保守連合政権に代わった後の初めての前算であったこともあり、いわゆる炭素税や鉱山税の廃止法案、社会サービス関連法の改正法案など、かなり大きな政策の見直しによる法律の改廃法案と新規の法案が多く見られた。

現在の連邦議会は、与党の保守連合は下院においては安定多数であるが、上院では過半数に至らず、いわゆるハング・パーラメントであるため、これらの政策見直しについて与野党が対立している場合には、政府は、小政党の支持が得られなければ、政府案のままでは法案を成立させることが難しい。

政府が5月に公表する前算は、こうした政策の見直しを実現した場合の、あるいは年度途中における変更への過渡的な状態を反映した見積りであるので、法案の帰趨が財政状況に直結する。

## II 財政ガバナンス

### 1 財政ガバナンス手法

財政ルールは、法令に明示の定めとしてはないが、財政収支の均衡を指向しており、「健全な財政原則」自体がそれを含意している。歴史的に見ても、歴代政権は均衡財政を目標としてきており、最近でも例えば2014-15年前算の発表とともに行われた財務大臣の財政戦略声明の冒頭で、「政府の中期財政戦略は、経済循環を通じて平均した場合に黒字前算を達成すること」(The Government's medium-term fiscal strategy is to achieve budget surplus, on average, over the economic cycle)<sup>(3)</sup>を掲げている。政策目標として弾力性を許容する赤字ルールを持っていると言える。

また、個々の行政機関内の前算再配分に一定の裁量を認めており、これが結果的に歳出全体を抑制する効果をもたらしているため、実質的には支出ルールの機能を果たしているという指摘がある。<sup>(4)</sup>

財政ルールもさることながら、前算公正憲章法に定められた年次、世代間、選挙時の見通し報告による透明性の確保がオーストラリアの特徴である。しかも報告が備えるべき要件が法にかなり細かく規定されている。また、対象となる連邦各種機関、公務員の任務、関係省の協力

(3) 2008年に財政収支が赤字を記録して以来、財政戦略声明では毎年同旨の意思を表明している。表現はその年の状況を反映して少しずつ異なり、例えば「中期」とは言わず具体的に「〇〇会計年度には均衡（又は黒字）を達成する」と明言している年もある。

(4) Lewis Hawke and John Wanna, "Australia after budgetary reform: a lapsed pioneer or decorative architect?", John Wanna et al. eds., *The reality of budgetary reform in OECD nations: trajectories and consequences*, Edward Elgar, 2010, p.74.

義務などを規定した連邦政府ガバナンス法<sup>(5)</sup>がある。この法体系の導入定着期には政府は「日光作戦」(Operation Sunlight)とうたい、この主要2法に基づく規則、ガイドラインの類を整え、改訂してきた。

## 2 過去の実績

1998年に予算公正憲章法が成立する背景には、1980年前後約10年間と1990年代前半の数年間続いた財政赤字に苦しみ、これを乗り越えた経験がある<sup>(6)</sup>。その過程で社会と景気の変動の結果財政赤字となることはあるにしても、その継続により財政の持続可能性を損ねないための仕組みが必要であるという問題意識が醸成された。当時の世界的傾向としても、ニュージーランド等で同様の法制化が先行し、オーストラリアは、これらの国で成功した政策を慎重に選択して取り入れた<sup>(7)</sup>。そして、この財政ガバナンス関係法体系の導入後ほぼ10年間経済財政パフォーマンスは良好で、2008年の金融危機でもGDP実質成長率はプラスであり続けた<sup>(8)</sup>。ただし、財政は2008年以降赤字となり、その導入以来初めて試練の時期を迎えている<sup>(9)</sup>。

## 3 課題

財政ガバナンス法体系の課題として指摘されている点を以下に列挙する<sup>(10)</sup>。

### (1) 原則が包括的・あいまい

予算公正憲章法は、sound、prudent、sustainable、appropriate、adequateといった表現をはじめ、特に財政戦略について規定する第4章全体が抽象的で耳触りのいい規定に満ちており、これが(4)で紹介するような政党の姿勢につながっているという批判がある。さらに、法律では財政均衡を求めているので、絶えず政府に軽視されるリスクがあり、それが2008年以降の財政赤字の継続に現れているとも指摘される。<sup>(11)</sup>

### (2) 法的強制力がない・コンプライアンスには沈黙

予算公正憲章法は、第3条で法的強制力を持たないことを明確に規定しており、(1)の指摘と相まって法の原則は実は伸縮自在でコンプライアンスの保障は何も備えていないという批判がある。

### (3) 経済財政見通しの信頼性

年次報告に含まれる経済財政見直し制度の評価は、法的に何を根拠として義務付けられるか(規範的観点)、行政官庁が行うか独立的・専門的機関が行うか(組織的観点)、政府全体財務諸表の作成の推進とそれを財政規律にどう反映させているか(会計的観点)、データの客観性・一意性、計測の精緻化をどう図っているか(統

(5) 財務管理・説明責任法 Financial Management and Accountability Act 1997 と連邦当局・会社法 Commonwealth Authorities and Companies Act 1997 が2014年に統合されて、この法律になった。

(6) 田中 前掲注(2), pp.2-7.

(7) この法律の導入までの自由党と労働党の政治的意図や駆け引き等国内の動き、導入後 OECD によってベストプラクティスと評価されるに至ることなどについて、John Wann, "Between a Rock and a Hard Place: the Nonsense of Australia's Charter of Budget Honesty Act 1998," *Refereed paper presented to the Australian Political Studies Association Conference*, University of New Castle, 2006.9.25-27, pp.1-15. <<http://newcastle.edu.au/Resources/Schools/Newcastle%20Business%20School/APSA/PUBPOLICY/Wanna-John.pdf>> を参照。

(8) 良好な経済動向にこの法体系がどれほど寄与したかはその観点からの分析を要する。

(9) 高佐知宏「オーストラリア経済の成長要因分析—なぜ、リーマン・ショックを超えることができたのか—」『オーストラリア研究』27号, 2014.3, pp.45-61.

(10) 論点は、Wann, *op.cit.* (7)を参考にした。

(11) Hawke and Wann, *op.cit.* (4), pp.81-82.

計的観点)、結果をどのように政府運営に生かすか(政府運営への反映)、など複数の観点からのアプローチが可能である<sup>(12)</sup>。

規範的観点や組織的観点は外形的にわかり易いのでよく指摘されるが、オーストラリアは他の観点でも一定の評価を受けている。もっとも、実務にまで視野を広げるとまだ繊細な課題は多い。会計的観点を例にとると、財政指標は、財務諸表の依拠する会計基準が歴史的経緯から2つある(法附則第3条「外部報告基準」)ものを調整して作成されるため、財務諸表の数値といくつかの財政指標との間に違いが生じることが指摘されており、一般国民にとってのわかりにくさは否めないであろう。<sup>(13)</sup>

予算公正憲章法は「世代間報告」も義務付けている。これは現在の政策の持続可能性を、人口推移も考慮に入れて40年間という超長期のスパンで評価する(法附則第6章)もので、1993年にニュージーランドが2049年までの超長期見直しを行い、以後実施する国が増えてきた。オーストラリアはこれまで2002年、2007年、2010年に実施している。<sup>(14)</sup>

- (4) 選挙前公約の経費見積り(法附則第8章)  
は政治濫用されやすい  
選挙前公約の経費見積りの制度は世界に殆ど

類を見ない制度なので、当初から注目された。しかし、見積りのために与党は事実上期限なく政府を利用できるが野党は選挙管理期間だけで与野党間の有利不利の差が大きすぎる、数値が操作され易いなど、批判も多かった。そこで2011年に法附則第8章と議会事務局法(Parliament Service Act)の一部を改正して議会予算局長にも見積りを依頼することができるようにした。<sup>(15)</sup>

しかし、その後の2013年9月の選挙においても事態は改善されなかった。当時野党であった自由党は、マーケット・リサーチのチームを組み、3人の行政管理の専門家を雇い、200以上の公約の経費見積りを、政府には1つも依頼せず議会予算局を使って行い、マニフェストを500万部作成したが、経費見積りを明らかにしたのは選挙のわずか2日前であり、しかもそこには重要な公約である全国放送網、地球環境戦略、難民申請者管理に関するものは含まれていなかった。当時の与党労働党は、政府の仕組みを積極的に使用し、自由党が全く使用しなかったことをとらえて「予算的ブラックホールだ」と責めた。当事者である政党は、重要な政策について経費を明らかにせず、また、相手を責める手段として利用した。<sup>(16)</sup>

(12) G. Bowrey, "Have Recent Financial Reforms Improved Financial Accountability in the Australian Commonwealth Public Sector?", *Australasian Accounting, Business and Finance Journal*, 1 (3), 2007, pp.34-48. <<http://ro.uow.edu.au/cgi/viewcontent.cgi?article=1014&context=aabfj>>

(13) 大森明「政府全体財務諸表の財政規律への活用可能性—イギリス、オーストラリアおよびニュージーランドの取り組みから—」『会計検査研究』45号, 2012.3, pp.13-34. <<http://www.jbaudit.go.jp/effort/study/mag/pdf/j45d12.pdf>>

(14) Barry Anderson and James Sheppard, "Fiscal future, institutional budget reforms, and their effects: What can be learned", *OECD Journal on Budgeting*, 9 (3), 2010.5, pp.43-51. <<http://www.oecd.org/gov/budgeting/46051529.pdf>>

(15) 等雄一郎「オーストラリア連邦議会の行政統制と議会予算局の新設」『外国の立法』no.255, 2013.3, p.199. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_8111653\\_po\\_02550011.pdf?contentNo=1&alternativeNo=](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8111653_po_02550011.pdf?contentNo=1&alternativeNo=)>; 同「議会予算局による選挙公約の実施概算額の公表」『外国の立法』no.257-2, 2013.11, pp.20-21. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_8347719\\_po\\_02570210.pdf?contentNo=1&alternativeNo=](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8347719_po_02570210.pdf?contentNo=1&alternativeNo=)>

(16) Nicholas Reece, "Making Policy and Winning Votes: Election promises and political strategies in the 2013 campaign", Carol Johnson et al. eds., *Abbott's gambit: The 2013 Australian federal election*, chap.7, ANU Press, 2015, pp.109-122. <<http://press.anu.edu.au/wp-content/uploads/2015/01/ch071.pdf>>

## おわりに—経済財政見通しについて—

財政ガバナンスは、主として財政の持続可能性を維持するための行政管理手法であるから、経済実態に対応して採用される政府の経済政策をコントロールするものではない。しかし、経済政策に予算制約を課し、複数ある経済政策の場合によっては互いに相容れない選択肢の中から、好ましい経済政策を選ぶことを政府に強い性格を持つ。

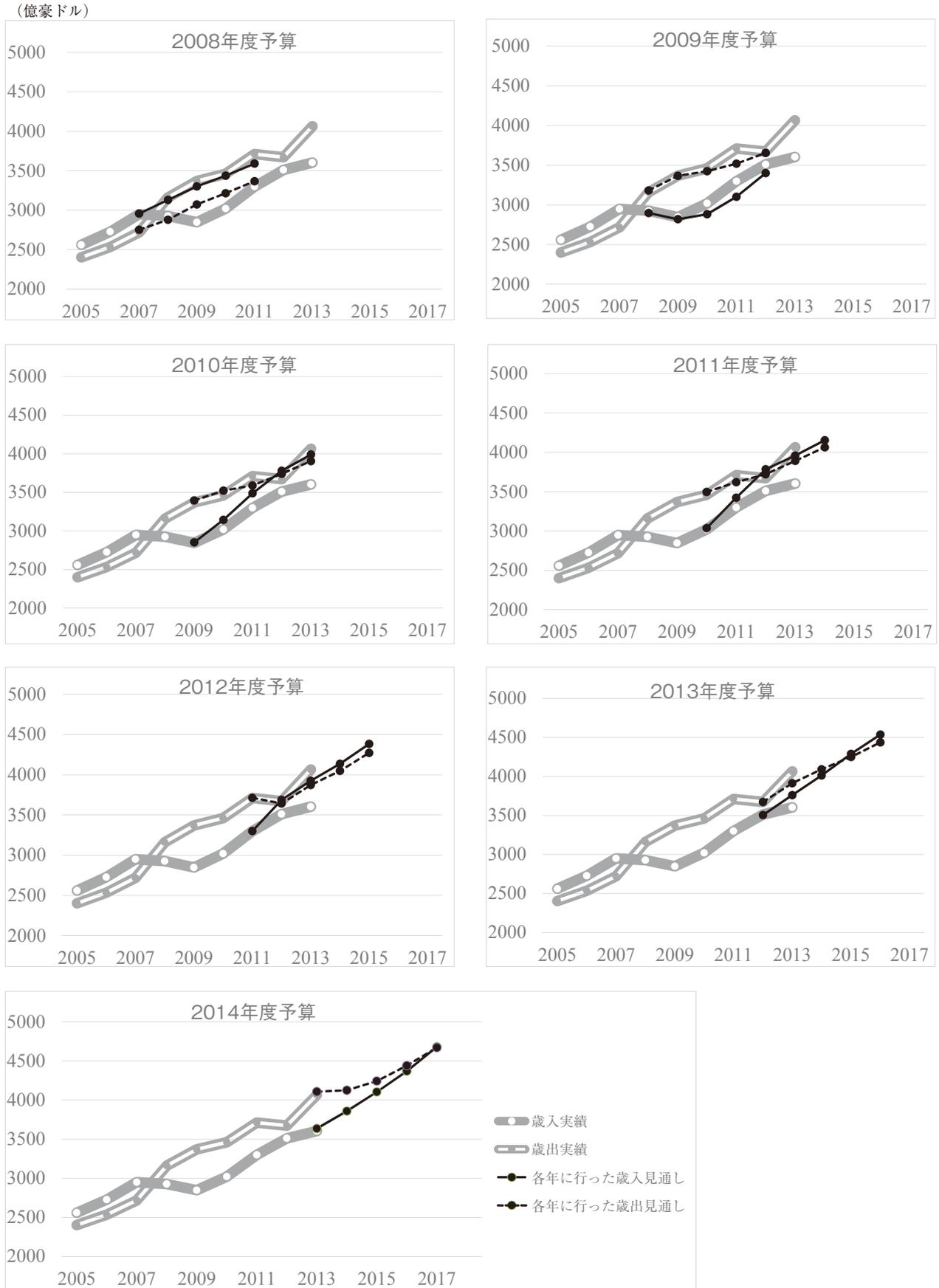
図は、毎年予算発表時に示される5年先までの予測のうち歳入・歳出額について2008年度予算時以降をトレースしたものである。中期的には予測は均衡に近づく。予測値の背景には選択される政策の結果の予測が反映している。つ

まり予測は、政府が採用する政策によれば均衡するということの表明である。財政見通しの真の目的は、予測と結果がより近似することそれ自体にあるのではなく、政策の選択肢の正統性を国民に示すことである。国民にとっては、実現可能性のある他の選択肢はないか、もしあるとすればそれは何でそれによれば財政の健全性は維持されるかを知りたい。そして、事後的な評価を成果報告書で確認したい<sup>(17)</sup>。予算公正憲章法の立法目的は、選挙前見通しや政党による経費見積りによってそれにアクセスできるようにすることであったのだろうが、実態から見るとその立法目的を達成するためには何らかの制度改善を要するだろう。

(よしもと おさむ)

(17) Hawke and Wanna, *op.cit.* (4), pp.74-79.

図 将来見通しと実績



(出典) 各年度予算の Budget Paper No.1 Statement 3: Fiscal Strategy and Outlook に基づき筆者作成。政府の諸活動、非金融資産に関する現金主義ベースの歳入・歳出。

# 予算公正憲章を定める法律

An Act to provide for a Charter of Budget Honesty

国立国会図書館 調査及び立法考査局

専門調査員 海外立法情報調査室主任 吉本 紀訳

## 【目次】

第1条 簡略名称

第2条 効力の発生

第3条 予算公正憲章

## 附則 I 予算公正憲章

第1章 目的及び概観

第2章 解釈

第3章 健全な財政運営の原則

第4章 財政戦略声明

第5章 年次政府報告

第1節 予算経済財政見直し報告

第2節 年次経済財政見直し報告

第3節 最終予算成果報告

第6章 世代間報告

第7章 選挙前経済財政見直し報告

第8章 選挙前における政策に要する経費見積り

第9章 連邦公債及び有価証券に関する付加的声明

(1) 予算公正憲章を附則 I において定める。

(2) 予算公正憲章のいかなる規定によっても、司法又は他の手続において強制力を持つ権利又は義務を生じない。

## 附則 I 予算公正憲章

注記 本則第3条を参照。

### 第1章 目的及び概観

#### 第1条 予算公正憲章の目的

予算公正憲章は、政府の財政政策に関する行為の枠組みを規定する。憲章は、財政政策の成果を改善することを目的とする。憲章は、財政政策に対し健全な財政運営の原則に基づくことを義務づけることにより、並びに財政政策及び業績に関する公衆の監視を容易にすることにより、この目的に資するものとする。

### 第1条 簡略名称

この法律は、「1998年予算公正憲章法」<sup>(1)</sup>として引用することができる。

### 第2条 効力の発生

この法律は、女王の裁可を得た日に効力を発生する。

### 第3条 予算公正憲章

### 第2条 義務の概観

#### 健全な財政運営の原則<sup>(2)</sup>

(1) 政府の財政戦略は、健全な財政運営の原則に基づかなければならない（第3章を参照）。

#### 財政戦略声明

(2) 政府の財政戦略は、予算ごとに財務大臣 [the Treasurer] が公に発表し、提出する財政戦略声明において明らかにしなければならない

(1) この翻訳は、Charter of Budget Honesty Act 1998（1998年4月17日裁可（法律第22号）、最終改正2014年6月裁可（法律第62号））（<http://www.comlaw.gov.au/Details/C2014C00438>）の訳出である。訳文中の[ ]内の語句は、原語も含め、全て訳者による補記である。また、「」で表記した法律名は原文ではイタリック体である。以下、インターネット情報は2015年2月1日現在である。

(2) 附則第2条で便宜ゴシック体にした箇所（条文標題を除く）は、原文ではイタリック。

らない（第4章を参照）。

注記1 個々の政府の初めての財政戦略声明は、その初めての予算に先立って公に発表し、提出することができる。

注記2 個々の政府はいつでも、新たな財政戦略声明を公に発表し、提出することができる。

### 定期財政報告

(3) 財務大臣は、次の各号に定める財政報告を公に発表し、提出しなければならない。

(a) 毎予算に付する予算経済財政見通し報告（第5章第1節を参照）

(b) 毎年1月末又は直近の予算の後6月以内のいずれか遅い時期までに、年次経済財政見通し報告（第5章第2節を参照）

(c) 毎会計年度終了から3月以内に、最終予算成果報告（第5章第3節を参照）

### 世代間報告

(4) 財務大臣は、少なくとも5年に1回世代間報告を公に発表し、提出しなければならない（第6章を参照）。

### 総選挙—選挙前報告

(5) 財務省 [Department of the Treasury] 及び財政省 [Department of Finance] の事務次官は、総選挙が行われるときは、選挙前財政経済見通し報告<sup>(3)</sup>を公に発表しなければならない（第7章を参照）。

### 総選挙—政策に要する経費見積り

(6) 政府又は野党第1党若しくは少数政党の党首は（首相がその要求に同意したときは）、財務省及び財政省の事務次官に対し、総選挙が行われる場合に公にされるいかなる諸政策についてもその経費見積りの作成を要求することができる。その経費見積りは公に発表される（第8章を参照）。

### 連邦公債及び有価証券に関する付加的声明

(7) 発行済み連邦公債及び有価証券の額面価値が、先の予算公正憲章に基づく報告又は声明以降に500億ドル以上増加した場合には、財務大臣は、その増加の理由を明らかにする声明を提出しなければならない（第9章を参照）。

## 第2章 解釈

### 第3条 解釈

(1) この附則において、別段の目的がない限り、次に掲げる用語の意味は、当該箇所にて定めるところによる。

**予算**<sup>(4)</sup> 連邦の年次予算

**予算年度** 予算に関する会計年度

**総選挙管理期間** 連邦下院の任期満了の時又は解散の時に始まり、次の各号のいずれかの時に終わる期間

(a) 当該政府が再び成立したことが明らかになった時

(b) 政府の交代がある場合において、新たな政府が宣誓した時

**連邦機関** 連邦一般政府部門に属する省または他の組織体

**連邦公債及び有価証券** 「1911年連邦記名公債法（CIS法）」又は「1919年融資保証法」（1911年連邦記名公債法第51JA（2A）項に規定する種類の公債及び有価証券を除く）に基づき発行される公債及び証券

**負債声明** 第5章又は第7章に基づく報告のために、次の各号に定める全ての情報を内容とする声明

(a) 当該報告の時点、当該報告の会計年度及びそれに続く3会計年度における発行

(3) 原文は a pre-election fiscal and economic outlook report で、fiscal と economic の順が第7章の場合と逆であるが、指しているものは同一である。

(4) 附則第3条及び第16条で便宜ゴシック体にした箇所（条文標題を除く）は、原文では太字のイタリック。

済み連邦公債及び有価証券に関する次の

(i)及び(ii)に掲げる情報

(i) 当該公債及び有価証券の価額（市場  
価額及び額面価額並びにこれらの国内  
総生産比）

(ii) 当該公債及び有価証券に関する予想  
総利払い額

(b) 当該報告の時点における満期及び利払  
い期日前の連邦公債及び有価証券の内訳  
**財政省** 財政大臣が所管する省

**外部報告基準** 次の第(a)号及び第(b)号に定  
めるもの

(a) GFS オーストラリアにおいて定める  
概念及び分類

(b) 公的部門会計基準理事会が開発した公  
的部門会計基準

**総選挙** 連邦議会下院議員の総選挙

**GFS オーストラリア** 『オーストラリア政  
府財政統計 [Government Finance Statistics  
Australia]：概念、情報源及び方法』として  
知られ、時宜に応じて改訂されるオースト  
ラリア統計局の出版物。この改訂は、次の  
2つの方式をとる。

(a) 時宜に応じて出版物の新版を刊行する  
こと。

(b) 時宜に応じて出版物の現行版の事項を  
オーストラリア統計局の他の出版物によ  
り改訂すること。

**政府** 連邦政府

**少数政党の党首** 広く認められている政党  
で、少なくとも連邦議会議員5人を有する  
非政権政党の党首。ただし、下院又は上院  
の野党第1党の党首を含まない。

**野党第1党の党首** 連邦下院の野党第1党  
の党首

**連邦議会議員** 連邦下院又は上院の議員

**財政大臣** [Minister for Finance] 「2013年連  
邦政府ガバナンス・業績評価・説明責任法」

を所管する大臣

**議会予算局長** 「1999年議会事務局法」に  
おけるのと同じ意味

**議会構成政党** 「1999年議会事務局法」に  
おけるのと同じ意味

**健全な財政運営の原則** 第5条に規定する  
原則

**担当大臣** 財務大臣及び財政大臣

**担当事務次官** 財務省の事務次官及び財政  
省の事務次官

**提出** 連邦議会の各院に提出すること。

(2) この法律で用いられる他の表現で、GFS  
オーストラリアによって定義されているも  
のは、その定義によるものとする。

### 第3章 健全な財政運営の原則

#### 第4条 政府の財政政策の策定

(1) 連邦政府の財政運営は、オーストラリア  
国民の継続的経済繁栄と福祉を維持するこ  
とを指向しなければならない。そのために持  
続可能な中期枠組みに組み込まなければ  
ならない。

(2) この目的を達成するために、連邦政府の  
財政戦略は、健全な財政運営の原則に基づ  
かなければならない。

#### 第5条 健全な財政運営の原則

(1) 健全な財政運営の原則とは、連邦政府が  
負う責務で、次の各号に掲げる全てのもの  
をいう。

(a) 連邦政府は、経済状況を考慮し、連邦  
の政府全般の負債を周到な [prudent] 水  
準に保つことを含め、連邦が直面する財  
政的リスクを周到に [prudently] 管理しな  
ければならない。

(b) 連邦政府は、その財政政策が次の(i)及  
び(ii)に掲げる事項に資することを確保し

なければならない。

- (i) 国民の適正な貯蓄を実現すること。
  - (ii) 必要に応じて、国民が直面する経済的リスク及び連邦の財政情勢に対する経済的リスクの影響を考慮することにより、経済活動の周期的な変動を管理すること。
  - (c) 連邦政府は、租税負担の水準における合理的な安定性及び予測可能性の尺度に一致した歳出及び課税政策を追求しなければならない。
  - (d) 連邦政府は、税制の整合性を維持しなければならない。
  - (e) 連邦政府は、その政策決定が将来世代に対する財政的影響を考慮したものであることを確保しなければならない。
- (2) 第1項第(a)号にいう財政的リスクとは、次の各号に掲げるリスクを含む。
- (a) 過度の純債務から生じるリスク
  - (b) 公的事業企業及び公的金融企業の所有から生じる商業上のリスク
  - (c) 課税ベースの縮小から生じるリスク
  - (d) 資産及び負債の管理から生じるリスク

#### 第4章 財政戦略声明

##### 第6条 財政戦略声明の公表及び提出

- (1) 財務大臣は、個々の政府の初めての財政戦略声明を、当該政府の初めての予算の時又はそれに先立って公に発表し、提出しなければならない。
- (2) 財務大臣は、当該政府のその後に続く各予算の時に、財政戦略声明を公に発表し、提出しなければならない。
- (3) 当該政府が、その財政戦略声明を変更しようとするときは、財務大臣が新たな財政戦略声明を公に発表し、提出することにより、いつでも変更することができる。

(4) 財政戦略声明を公に発表したときに、議会の一方の院が開会していない場合には、次の各号に定めるとおりとする。

- (a) 当該声明は、その公の発表の時から効力を有する。
- (b) 財務大臣は、当該院が次に開会した後実行可能な限り速やかに当該院にその声明を提出しなければならない。

##### 第7条 財政戦略声明の目的

財政戦略声明は、当該政府の財政戦略に対する国民の認識を高めること及び当該政府の財政政策に関する行為を評価するための基準を確立することを目的とする。

##### 第8条 健全な財政運営の原則に基づく財政戦略声明

財政戦略声明は、健全な財政運営の原則に基づかなければならない。

##### 第9条 財政戦略声明の内容

- (1) 財政戦略声明は、次の各号に掲げる内容を全て含まなければならない。
  - (a) 短期の財政政策の枠組みを設定する長期の財政目標を具体的に示すこと。
  - (b) 予算編成の基礎となり、又は基礎となるであろう広範な戦略上の優先順位を明示すること。
  - (c) 政府が重要と考え、財政政策の立案及び評価の手段となる主要財政措置を具体的に示すこと。
  - (d) 当該予算年度及び続く3会計年度における次の(i)及び(ii)に掲げる事項を具体的に示すこと。
    - (i) 政府の財政目標及びその達成目標
    - (ii) 具体的な主要財政措置の成果見込み
  - (e) 第(a)号、第(b)号及び第(d)号に規定する財政目標及び戦略上の優先順位が、健全

な財政運営にいかに関与するかを明示すること。

(f) 政府が実施し又は実施する予定の財政政策行動で、一時的な性格を有し、経済活動における循環的な変動を緩和させるために採用されるものを具体的に示し、及びその解消プロセスを示すこと。

(g) その後に続く政府の財政報告を作成する基礎となる報告基準を広範に明示すること。

(2) 声明に含めなければならない個々の情報が、従前の声明において全文が明らかにされているものと同じである場合には、当該情報を要約し、かつ従前のものと同じであることを述べることにより、声明とすることができる。

## 第5章 年次政府報告

### 第1節 予算経済財政見通し報告

#### 第10条 予算経済財政見通し報告の公表及び提出

財務大臣は、毎予算の時に予算経済財政見通し報告を公に発表し、提出しなければならない。

#### 第11条 予算経済財政見通し報告の目的

予算経済財政見通し報告は、現在の財政戦略声明で明らかにされている財政戦略に対する政府の財政業績の評価を可能とする情報を提供することを目的とする。

#### 第12条 予算経済財政見通し報告の内容

(1) 予算経済財政見通し報告は、次の各号に掲げる情報を内容とするものとする。

(a) 当該予算年度及びそれに続く3会計年度における連邦予算部門及び連邦一般政府部門の財政見積り

(b) 前号に規定する財政見積りの作成に当たって使用した当該予算年度及びそれに続く3会計年度における経済上及び他の前提

(c) 前号に規定する経済上及び他の前提の変化が当該財政見積りに与える影響に関する説明

(d) 当該予算年度及びそれに続く3会計年度における租税支出の見積りの概観

(e) 当該財政見通しに重大な影響を及ぼすリスクに関する説明であって、可能な場合には定量化したうえで、次の(i)、(ii)及び(iii)に掲げる事項を含むもの

(i) 偶発債務

(ii) 公表される政府の関与であって、第(a)号に規定する財政見積りにまだ含まれていないもの

(iii) まだ完了していない政府の交渉事項

(f) 負債声明

(2) 当該報告における情報は、財政上及び経済上の見通しに重大な影響を有する政府の決定その他全ての事情を、可能な限り最大限に考慮するものとする。

(3) 当該報告は、次の各号に定めるとおりとする。

(a) 外部報告基準に基づくこと。

(b) 当該報告が基づいた外部報告基準及びそれ以外に援用した全ての手法について、概括的に明らかにすること。

(4) 次の各号のいずれかの理由により、財務大臣が含めるべきでないとする情報については、当該報告に含めないものとする。

(a) 秘密の商業情報

(b) 当該報告における公開が国の保安を侵害するおそれのある情報

### 第13条 報告作成に資する情報を提供する連邦機関

- (1) 財務大臣は、予算経済財政見通し報告の作成に資するため、連邦機関に情報を提供することを求めることができる。
- (2) 連邦機関は、報告の作成に当たり、実行可能でない場合を除き、当該情報を考慮に入れることができるよう求めに応じるものとする。当該機関は、情報の提供が他の連邦法に反する場合には、情報を提供してはならない。

## 第2節 年中央経済財政見通し報告

### 第14条 年中央経済財政見通し報告の公表及び提出

- (1) 財務大臣は、毎年1月末日又は直近の予算の後6月以内のいずれか遅い方までに、年中央経済財政見通し報告を公に発表し、及び提出しなければならない。
- (2) 次の(a)号及び(b)号の全てに該当するときは、年中央経済財政見通し報告は、第1項に規定する時期の末日の後であっても、当該院が次に開会するまで提出してはならず、(開会后実行可能な限り速やかに)提出しなければならない。
  - (a) 年中央経済財政見通し報告が、第1項に規定する時期の末日までに公に発表された場合
  - (b) 当該報告が公表されたときに連邦議会の一方の院が開会していない場合

### 第15条 年中央経済財政見通し報告の目的

年中央経済財政見通し報告は、現在の財政戦略声明で明らかにされている財政戦略に対する政府の財政業績の評価を可能とする改訂された情報を提供することを目的とする。

### 第16条 年中央経済財政見通し報告の内容

- (1) 年中央経済財政見通し報告は、次の各号に掲げるとおりとする。
  - (a) 最も直近の予算経済財政見通し報告(予算報告)の主要情報を改訂すること。
  - (b) 租税支出に関する構成要素ごとの情報を示した詳細な説明を含むこと。
  - (c) 負債声明を含むこと。
- (2) 当該報告における情報は、財政上及び経済上の見通しに重大な影響を有する政府の決定その他全ての事情を、可能な限り最大限に考慮するものとする。
- (3) 当該報告は、次の各号に定めるとおりとする。
  - (a) 外部報告基準に基づくこと。
  - (b) 当該報告が基づいた外部報告基準及びそれ以外に援用した全ての手法について、概括的に明らかにすること。
- (4) 当該報告に含めなければならない個々の情報が、予算報告において全文が明らかにされているものと同じである場合には、当該情報を要約し、かつ予算報告と同じであることを述べることにより、当該報告とすることができる。
- (5) 次の各号のいずれかに定める理由により、財務大臣が含めるべきでないとする情報については、当該報告に含めないものとする。
  - (a) 秘密の商業情報
  - (b) 当該報告における公開が国の保安を侵害するおそれのある情報

### 第17条 報告作成に資する情報を提供する連邦機関

- (1) 財務大臣は、年中央経済財政見通し報告の作成に資するため、連邦機関に情報を提供することを求めることができる。
- (2) 連邦機関は、報告の作成に当たり、実行

可能でない場合を除き、当該情報を考慮に入れることができるよう求めに応じるものとする。当該機関は、情報の提供が他の連邦法に反する場合には、情報を提供してはならない。

### 第3節 最終予算成果報告

#### 第18条 最終予算成果報告の公表及び提出

- (1) 財務大臣は、当該会計年度の終了後3月以内に、各会計年度の最終予算成果を公に発表し、及び提出しなければならない。
- (2) 次の(a)号及び(b)号の全てに該当するときは、最終予算成果報告は、その3月の終了後であっても、当該院が次に開会するまで提出してはならない（又は開会後実行可能な限り速やかに提出しなければならない）。
  - (a) 最終予算成果報告が、当該会計年度の終了後3月以内に公に発表された場合
  - (b) 当該報告が公表されたときに連邦議会の一方の院が開会していない場合
- (3) ある会計年度最終予算成果報告書は、その次の会計年度の予算が年度開始後に公表される場合には、当該次の会計年度の予算経済財政見通し報告の一部に編入することができる。

#### 第19条 最終予算成果報告の内容

- (1) 最終予算成果報告は、当該会計年度の連邦予算部門及び連邦一般政府部門の財政成果を内容とするものとする。
- (2) 当該報告は、次の各号に定めるとおりとする。
  - (a) 外部報告基準に基づくこと。
  - (b) 当該報告が基づいた外部報告基準及びそれ以外に援用した全ての手法について、概括的に明らかにすること。

## 第6章 世代間報告

### 第20条 世代間報告の公表及び提出

- (1) 財務大臣は、世代間報告を、次の各号に掲げるとおり公に発表し、及び提出しなければならない。
  - (a) 最初の世代間報告は、この法律の発効後5年以内に公に発表し、及び提出しなければならない。
  - (b) その後の世代間報告は、それに先立つ報告の公表の5年以内に公に発表し、及び提出しなければならない。
- (2) 次の(a)号及び(b)号の全てに該当するときは、世代間報告は、その指定する期間の後であっても、当該院が次に開会するまで提出してはならない（又は開会後実行可能な限り速やかに提出しなければならない）。
  - (a) 世代間報告が、第1項に指定する期間内に公に発表された場合
  - (b) 当該報告が公表されたときに連邦議会の一方の院が開会していない場合

### 第21条 世代間報告の内容

世代間報告は、現在の政府の政策について、その報告後の40年間にわたる長期の持続可能性を、人口変動に対する財政的含意をも考慮することにより、評価するものとする。

## 第7章 選挙前経済財政見通し報告

### 第22条 選挙前経済財政見通し報告の公表

担当事務次官は共同で、総選挙令状の発行の10日以内に、選挙前経済財政見通し報告を公に発表しなければならない。

### 第23条 選挙前経済財政見通し報告の目的

選挙前経済財政見通し報告は、経済財政見通しの改訂された情報を提供することを目的とする。

## 第24条 選挙前経済財政見通し報告の内容— 経済財政情報

- (1) 選挙前経済財政見通し報告は、次の各号に掲げる情報を内容とするものとする。
  - (a) 現在の会計年度及びそれに続く3会計年度における連邦予算部門及び連邦一般政府部門の改訂財政見積り
  - (b) 前号に規定する改訂財政見積りの作成に当たって使用した現在の会計年度及びそれに続く3会計年度における経済上及び他の前提
  - (c) 前号に規定する経済上及び他の前提の変化が当該改訂財政見積りに与える影響に関する説明
  - (d) 当該財政見通しに重大な影響を及ぼすリスクに関する改訂された説明であって、可能な場合には定量化したうえで、次の(i)及び(ii)に掲げる事項を含むもの
    - (i) 偶発債務
    - (ii) 公表される政府の関与であって、第(a)号に規定する財政見積りにまだ含まれていないもの
    - (iii) まだ完了していない政府の交渉事項
  - (e) 負債声明
- (2) 当該報告における情報は、政府の決定その他全ての事情で、次の第(a)号及び第(b)号に掲げるものについて、可能な限り最大限に考慮するものとする。
  - (a) 財政上及び経済上の見通しに重大な影響を有するもの
  - (b) 当該総選挙令状の発行の前に行われ、又は存在するもの
- (3) 当該報告は、次の各号に定めるとおりとする。
  - (a) 外部報告基準に基づくこと。
  - (b) 当該報告が基づいた外部報告基準及びそれ以外に採用した全ての手法について、概括的に明らかにすること。

- (4) 当該報告に含めなければならない個々の情報が、それまでの予算経済財政見通し報告又は年次経済財政見通し報告において全文が明らかにされているものと同じである場合には、当該情報を要約し、それまでの報告と同じであることを述べることにより、当該報告とすることができる。
- (5) 次の各号のいずれかに定める理由により、担当事務次官が含めるべきでないとする情報については、当該報告に含めないものとする。
  - (a) 秘密の商業情報
  - (b) 当該報告における公開が国の保安を侵害するおそれのある情報

## 第25条 選挙前経済財政見通し報告の内容— 担当大臣及び担当事務次官の声明

- 選挙前経済財政見通し報告は、次の各号に掲げる署名された声明を全て含むものとする。
- (a) 第27条の開示要件が満たされているという旨の担当大臣により署名された声明
  - (b) 財務省事務次官が責任を有する報告の情報が、可能な限り最大限に、次に掲げる(i)、(ii)及び(iii)である旨の財務省事務次官により署名された声明
    - (i) 財務省の事務官の最良の専門的判断を反映していること。
    - (ii) 利用可能なあらゆる経済財政情報を考慮に入れていること。
    - (iii) 担当大臣により開示された政府の決定及び事情に対する財政的含意を組み入れていること。
  - (c) 財政省事務次官が責任を有する報告の情報が、可能な限り最大限に、次に掲げる(i)、(ii)及び(iii)である旨の財政省事務次官により署名された声明
    - (i) 財政省の事務官の最良の専門的判断を反映していること。

- (ii) 財務省によって提供されるあらゆる経済情報及び利用可能なあらゆる財政情報を考慮に入れていること。
- (iii) 担当大臣により開示された政府の決定及び事情に対する財政的含意を組み入れていること。

は歳入見積り(租税収入見積りを除く)に関するもの

- (iii) 第 24 条第 1 項第(d)号の規定により求められる情報であって、支出若しくは経費又は歳入(租税収入を除く)に対するリスクに関するもの

## 第 26 条 担当事務次官の間の責任の分担

選挙前財政経済見通し報告<sup>(5)</sup>を作成するに当たっては、次の各号に定めるとおりとする。

- (a) 財務省事務次官は、次に定める全ての事項に責任を有する。
  - (i) 第 24 条第 1 項第(a)号の規定により求められる財政見積りに含まれる租税収入の見積り
  - (ii) 第 24 条第 1 項第(b)号の規定により求められる情報
  - (iii) 第 24 条第 1 項第(c)号の規定により求められる情報であって、租税収入見積りに関するもの
  - (iv) 第 24 条第 1 項第(d)号の規定により求められる情報であって、租税収入または租税支出に対するリスクに関するもの
  - (v) 第 24 条第 1 項第(e)号の規定により求められる情報
- (b) 財政省事務次官は、次に定める全ての事項に責任を有する。
  - (i) 第 24 条第 1 項第(a)号の規定により求められる財政見積りに含まれる支出又は経費の見積り及び歳入見積り(租税収入見積りを除く)
  - (ii) 第 24 条第 1 項第(c)号の規定により求められる情報であって、この号(i)に規定する支出若しくは経費の見積り又

## 第 27 条 報告作成に資する情報を提供する担当大臣

- (1) 各担当大臣は、政府の決定その他いかなる事情についても、次の第(a)号及び第(b)号に当たると認めるときは、担当事務次官が選挙前経済財政見通し報告を作成することに資するため、その担当事務次官の一方又は双方に対し、その詳細を開示するものとする。
  - (a) 重大な財政的経済的含意があり、又はありうるとき。
  - (b) 担当事務次官のいずれも合理的に知りえないとき。
- (2) 開示は、当該総選挙令状の発行の 2 日以内に行うものとする。

## 第 28 条 報告作成に資する情報を提供する連邦機関

- (1) 担当事務次官は、責任を有する選挙前経済財政見通し報告の諸側面の作成に資するため、連邦機関に情報を提供することを求めることができる。
- (2) 連邦機関は、報告の作成に当たり、実行可能でない場合を除き、当該情報を考慮に入れることができるよう求めに応じるものとする。当該機関は、情報の提供が他の連邦法に反する場合には、情報を提供してはならない。

(5) 他の箇所がすべて pre-election economic and fiscal outlook report であるのに対し、ここだけ fiscal and economic の順であるが、特に異なる意味ではないものと推測される。

## 第8章 選挙前における政策に要する経費見積り

### 第29条 選挙前における政策に要する経費見積りの要求

- (1) 総選挙管理期間において、次の各号に定めるとおりとする。
- (a) 首相は、担当事務次官に対し、公にされる政府の政策に要する経費見積りの作成を要求することができる。
- (b) 野党第1党の党首は、第4項の規定により、担当事務次官に対し、公にされる野党第1党の政策に要する経費見積りの作成を要求することができる。
- (c) 少数政党の党首は、第4項の規定により、担当事務次官に対し、公にされる当該政党の政策に要する経費見積りの作成を要求することができる。

注記 議会構成政党の政策に要する経費見積りの作成の要求がこの条に基づいて行われ、その後当該政党の連邦議会議員が議会予算局長に対して、「1999年議会事務局法」第64J条第2項<sup>(6)</sup>に基づき当該政策又は実質的にそれに類似の政策に要する経費見積りの作成の要求を行った場合には、議会予算局長は、「1999年議会事務局法」に基づく当該政策に要する経費見積りを行ってはならない。「1999年議会事務局法」第64K条を参照。

- (1A) 議会構成政党の連邦議会議員が議会予算局長に対して、総選挙管理期間中に、

「1999年議会事務局法」第7章第2節<sup>(7)</sup>に基づき政策又は実質的にそれに類似の政策に要する経費見積りの作成を要求した場合には、当該政党は、総選挙管理期間中の選挙期日の前に、第1項に基づく当該政策に関する経費見積りの要求を行ってはならない。

- (1B) 議会構成政党の連邦議会議員が議会予算局長に対して、選挙期日又はその後に、「1999年議会事務局法」第7章第2節に基づき政策又は実質的にそれに類似の政策に要する経費見積りの作成を要求した場合には、当該政党は、総選挙管理期間中の選挙期日又はその後に、第1項に基づく当該政策に関する経費見積りの要求を行ってはならない。
- (2) 要求は、次の各号に定める条件を全て満たしているものとする。
- (a) 書面によること。
- (b) 経費を見積るべき政策の大綱を完全に述べ、関連する詳細を明らかにしていること。
- (c) 当該政策の目的又は意図を説明していること。
- (3) 首相による要求は、担当事務次官に提出するものとする。
- (4) 野党第1党の党首又は少数政党の党首による要求は、首相に提出するものとし、首相はそれを担当事務次官に委任することに同意することができる。首相がその要求を担当事務次官に委任しないときは、担当事務次官は、その要求に関しいかなる行為も

(6) 1999年議会事務局法第64J条は、議会構成政党の連邦議会議員が議会予算局長に政策に要する経費見積りに依頼することができることを規定し、第64K条は、1998年予算公正憲章法第29条に基づいて既に同じ内容の要求をしている場合には、議会予算局長は見積りを行ってはならないことを規定し、政府と議会予算局の両方が同様の政策に要する経費見積りを行うことがないようにしている。

(7) 議会予算局の組織、任務に関する規定で、第64J条、第64K条を含む。等雄一郎「オーストラリア連邦議会の行政統制と議会予算局の新設」『外国の立法』no.255, 2013.3, pp.204-205. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_8111653\\_po\\_02550011.pdf?contentNo=1&alternativeNo=](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8111653_po_02550011.pdf?contentNo=1&alternativeNo=)

行うことを義務付けられず、又はその権限を与えられない。

- (5) 首相、野党第1党の党首又は少数政党の党首はいつでも、その作成した要求を撤回することができる。首相の撤回は、書面での通知により、担当事務次官に行うものとする。野党第1党の党首又は少数政党の党首の撤回は、書面での通知により、首相に行うものとし、首相は、その撤回を担当事務次官に通知するものとする。

### 第30条 政策に要する経費見積りの作成方法

- (1) 担当事務次官は共同で、政策に要する経費見積りの作成に使用される手引き又は方法を示したガイドラインを文書で発行することができる。
- (2) 政策に要する経費見積りの作成に当たっては、次の各号に定めるとおりとする。
- (a) 財務省の事務次官は、租税収入に影響を及ぼす政策の諸側面の経費見積りに責任を有する。
- (b) 財政省の事務次官は、政府の支出及び経費又は歳入（租税収入を除く）に影響を及ぼす政策の諸側面の経費見積りに責任を有する。
- (3) 担当事務次官が政策の諸側面の経費を見積もるためにさらに情報を必要とするときは、（場合に応じて）首相、野党第1党の党首又は少数政党の党首に対して、書面でのその情報を求めるものとする。

### 第31条 要求及び経費見積りの公表—選挙期日前の要求

- (1) この条は、総選挙管理期間中の選挙期日の前に行われた政策経費見積り要求に関して適用する。

注記 第31A条は、総選挙管理期間が選挙期日の後にも継続する状況において

て、選挙期日又はその後に行われた政策経費見積り要求に関して適用する。

- (2) 当該要求が行われた後実行可能な限り速やかに、かつ選挙期日の前に、担当事務次官の一方又は双方は、当該要求及びその政策に要する経費見積りを公に発表するものとする。

注記1 政策に要する経費見積り要求及び経費見積りの発表が担当事務次官の一方によるか双方によるかは、第30条第2項に規定する責任分担による。

注記2 この項に規定する義務は、第29条第5項により撤回された要求には適用されない。

- (3) 担当事務次官が、選挙期日の前に政策に要する経費見積りを作成し、要求及び経費見積りを公に発表するのに十分な情報を持たず、又は十分な時間を持たなかったときは、次の(a)、(b)及び(c)号に定めるとおりとする。
- (a) 当該事務次官は、選挙期日の前にその旨の声明を公に発表するものとする。
- (b) 当該要求は、選挙期日に撤回されたものとして取り扱うものとする。
- (c) 当該事務次官は、その要求に関し選挙期日又はその後さらにいかなる行為も行うことを義務付けられず、又はその権限を与えられない。

### 第31A条 要求及び経費見積りの公表—選挙期日又は選挙期日後の要求

- (1) この条は、総選挙管理期間が選挙期日の後にも継続する状況において、総選挙管理期間中の選挙期日又はその後に行われた政策経費見積り要求に関して適用する。
- (2) 当該要求が行われた後実行可能な限り速やかに、担当事務次官の一方又は双方は、

当該要求及びその政策に要する経費見積りを公に発表するものとする。

注記1 政策に要する経費見積り要求及び経費見積りの発表が担当事務次官の一方によるか双方によるかは、第30条第2項に規定する責任分担による。

注記2 この項に規定する義務は、第29条第5項により撤回された要求には適用されない。

(3) 担当事務次官が、総選挙管理期間の終了前に政策に要する経費見積りを作成し、要求及び経費見積りを公に発表するのに十分な情報を持たず、又は十分な時間を持たなかったときは、次の(a)、(b)及び(c)号に定めるとおりとする。

(a) 当該事務次官は、総選挙管理期間の終了後実行可能な限り速やかにその旨の声明を公に発表するものとする。

(b) 当該要求は、総選挙管理期間終了時に撤回されたものとして取り扱うものとする。

(c) 当該事務次官は、その要求に関し総選挙管理期間終了後さらにいかなる行為も行うことを義務付けられず、又はその権限を与えられない。

### 第32条 政策に要する経費見積りの作成に資する情報を提供する連邦機関

(1) 担当事務次官は、責任を有する政策に要する経費見積りの諸側面の作成に資するため、連邦機関に情報を提供することを求めることができる。

(2) 連邦機関は、政策に要する経費見積りの作成に当たり、実行可能でない場合を除き、当該情報を考慮に入れることができるよう求めに応じるものとする。当該機関は、情報の提供が他の連邦法に反する場合には、情報を提供してはならない。

## 第9章 連邦公債及び有価証券に関する付加的声明

### 第33条 連邦公債及び有価証券に関する付加的声明

(1) この条は、発行済み連邦公債及び有価証券の現時点における額面価額が、次の各号に掲げるいずれかが最後に行われた時以降に500億ドル以上増加した場合に適用する。

(a) 予算経済財政見通し報告、年次経済財政見通し報告又は選挙前経済財政見通し報告の公の発表

(b) この条に基づく声明の提出

(2) 財務大臣は、連邦議会の各院に対して、第1項に規定する増加の後当該院の3開会日以内に、増加に寄与した次の各号に掲げる全ての事項の額を含む増加の理由を明らかにする声明を提出しなければならない。

(a) 予想を下回る収入

(b) 予想を上回る支出

(c) 資本購入

(d) インフラのための州及び地域政府への移転

(よしもと おさむ)